

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名		国外財産調書制度における「国外財産」の定義の見直しについて	
税 目		内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律	
要 望 の 内 容		「国外財産」とされる有価証券の範囲から、「国内金融機関において管理されるもの」を除外すること。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 個人投資家の参加拡大を図る観点から、投資家が多様な商品に投資しやすい環境を整備するため、国外財産調書制度について必要な税制上の措置を講ずる。	
		(2) 施策の必要性 国外財産調書制度は、合計額が 5000 万円以上の国外財産を有する居住者に対し、国外財産調書の提出を義務付けるものであり、我が国税務当局の執行管轄権の制約があるなど国内財産と比べ把握体制が脆弱な国外財産に係る情報把握の強化を目的として措置されたものである。 当制度においては、我が国税務当局の執行管轄権の制約がない「国内金融機関において管理される外国有価証券」についても、その報告対象とされている。 制度の趣旨にそぐわない報告義務が課されることにより、投資家に過大な負担が生じる懸念があるため、国外財産調書の報告対象から「国内金融機関において管理される外国有価証券」を除外することにより、投資家が投資しやすい環境を整備するものである。	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	新規要望のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	4,591万人（平成23年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成23年度株式分布状況調査」
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	要望の措置は、個人投資家に課される過大な負担を回避する ものであり、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	要望の措置は、個人投資家に課される過大な義務を回避する ことにより、簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当 である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新規要望のため、該当せず。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新規要望のため、該当せず。
	前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯		本年度からの要望である。